

令和３年度「小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業」のご案内

中央会では、令和３年度の小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業の実施組合を募集します。

会員組合及びその組合員である小企業者が、経営基盤の強化や生産性の向上などを目指し、既存の共同事業の改善や新たな事業開発等を行うにあたり、その実現可能性を事前に検討し、より実現性を高めるために実施する調査のほか、その調査結果を活用した新たな取組に対して支援を行います。

1. 事業内容

小企業者組合が組合員及び組合の活性化のために実施する「実現可能性調査」やこの調査から見えてきた課題等に対応する新たな取組に対して支援を行います。

【具体的な取組例】

①原材料を確保するための実地調査（実現可能性調査）

商品を作るために適した原材料の実地調査を行い、質の良い原材料を安定的に確保するための産地を特定する取組

②ブランド力向上のためのアンケート調査（実現可能性調査）

商品購入者に対し、商品に対するイメージや感想等のアンケート調査を行い、さらなる認知度アップとブランド力向上のために必要な戦略を立てる取組

③新商品・新技術の開発（調査結果を活用した新たな取組）

調査結果から見えたニーズを把握し、既存商品の改良版や新規商品の試作品を開発する取組

2. 補助対象者

本事業の補助対象は、会員組合であって以下の要件を備えている小企業者組合です。

- （１）事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の４分の３以上が小企業者であるもの。
- （２）企業組合。
- （３）協業組合であって、常時使用する従業員の数が５人以下のもの又は組合員の４分の３以上が協業実施直前において小企業者であったもの。
- （４）事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、４分の３以上が小企業者であるもの。
- （５）前記（１）～（４）に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあつては、その直接又は間接の構成員の４分の３以上が小企業者であるもの。

※小企業者とは、常時使用する従業員の数が５人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については２人）以下の会社及び個人をいう。

3. 補助対象組合の要件

- (1) 事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたす恐れがないこと。
- (2) 本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。(補助事業実施にあたり、補助事業専用通帳の使用を予定していること)
- (3) 本年度、本事業と同様の内容の事業について、国等から助成を得ていないこと。
- (4) 補助事業終了後の精算払いまでの補助金相当分の資金を確保できていること。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項に違反していないこと。
- (6) 令和3年4月1日現在、設立後、原則1年以上経過していること。

4. 補助金額・補助率及び募集組合数、補助対象経費

- (1) 補助金額・補助率
事業費 300千円(税抜)(内6/10補助対象、180千円(税抜)を上限)
- (2) 募集組合 1組合
- (3) 補助対象経費 本事業における補助対象経費は以下のとおりです。
謝金、旅費、会議費、借損料、通信運搬費、印刷費、原稿料、消耗品費、雑役務費、委託費

5. 補助対象組合の決定

奈良県中小企業団体中央会補助対象組合選定委員会において、事業実施の必要性、事業内容の妥当性、実施効果等の観点、事業経費使途の適切性について評価のうえ補助対象組合を決定します。

6. 補助事業の実施期間

交付決定日から令和4年2月4日まで

7. 受付期間・申請書類の提出

令和3年6月14日(月)～7月2日(金)まで受付。

申請を希望される組合には、応募書類等を送付致しますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

※何かありましたら、担当の指導員までお声掛けください。

問い合わせ先 奈良県中小企業団体中央会 業務課

電話0742-22-3200 FAX 0742-26-0125